

【報道発表資料】

令和8年7月3日

美里町総務課長

職員の懲戒処分について

本町職員の法令等違反、職務上の義務違反（運転免許失効中の公用車運転等）につきまして、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

町民の皆様並びに関係者の皆様の信頼を損なう事態となりましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 処分年月日

令和8年7月3日

2. 被処分者

所属：福祉課 介護・高齢者支援係

職名：主事

年齢：35歳

3. 処分の内容

減給10分の1（1か月）

4. 事案の概要

当該職員は、自動車運転免許の更新手続きを失念し、有効期限（令和8年6月7日）を経過して免許が失効した状態のまま、令和8年6月8日から同月21日までの14日間にわたり、公用車を3日（計3回）、及び通勤等のため自家用車を12日（計22回）運転したものです。

なお、本人が免許の失効に気づいた同月22日以降は一切運転をしておらず、翌23日に免許の再取得手続きを完了しています。本件は故意ではなく失念によるものと警察に判断されており、道路交通法による行政処分及び刑事罰の対象とはなっていません。

5. 処分の理由

このような行為は、法令及び職務上の義務に違反するとともに、全体の奉仕者たる公務員としてふさわしくない非行であることから、地方公務員法及び美里町職員の懲戒処分の指針に基づき、懲戒処分を行いました。

6. 管理監督者の処分（令和8年7月3日付）

管理監督責任として、以下の1名に対し「訓告」の措置を行った。

- ・福祉課長

7. 今後の対応（再発防止策）

全職員への法令遵守の意識啓発を再徹底いたします。加えて、これまで四半期ごとであった運転免許証の有効期限確認を毎月実施へ強化し、組織全体でのチェック体制を見直すなど、確実な再発防止に努めるものとします。

【町長コメント】

このたび、本町職員が運転免許を失効した状態で公用車等を運転するという法令違反事案が発生いたしました。町民の皆さまの町政に対する信頼を著しく損ないましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

率先して交通法規を遵守すべき行政機関として、今回の事態を極めて重く受け止めております。今後は、全職員への指導を徹底するとともに、これまで四半期ごとであった運転免許証の確認を毎月実施へと強化し、組織全体での確実なチェック体制を構築するなど、抜本的な再発防止に全力を挙げてまいります。

改めまして、このような事態を招きましたことを、重ねて深くお詫び申し上げます。

美里町長 上田 泰弘

（問い合わせ先）

美里町総務課長 坂村

電話：0964-46-2111